

国立大学法人福島大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人福島大学役員給与規則により、本給の額について、必要と認める場合にはその者の職務経験及び業績等を勘案して決定することができる。また、期末特別手当の額について、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の業績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	平成24年2月に成立した「国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律」(以下「特例法」という。)に関連して、以下の措置を講じた。 ・本給月額について、989千円から984千円へ引下げを行った。 ・平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間、本給月額及び期末特別手当の9.77%、地域手当及び広域異動手当の10%を減じて支給する改正を行った。
理事	特例法に関連して以下の措置を講じた。 ・本給月額について、724千円から720千円へ引下げを行った。 ・平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間、本給月額及び期末特別手当の9.77%、地域手当及び広域異動手当の10%を減じて支給する改正を行った。
理事(非常勤)	・本給月額について、157千円から156千円へ引下げを行った。
監事	該当者なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 14,854	千円 10,693	千円 3,740	千円 420 (単身赴任手当)			
A理事	千円 10,718	千円 7,825	千円 2,737	千円 155 (通勤手当)			
B理事	千円 10,640	千円 7,825	千円 2,737	千円 78 (通勤手当)			
C理事	千円 10,679	千円 7,825	千円 2,737	千円 116 (通勤手当)			
D理事 (非常勤)	千円 1,874	千円 1,874	千円	千円			

A監事 (非常勤)	千円 1,080	千円 1,080	千円	千円			※
B監事 (非常勤)	千円 1,080	千円 1,080	千円	千円			

注1:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す

注2:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注:法人の長については、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

事務の簡素化・合理化を図り、経費抑制を行っていく他、中期目標・計画に従い効率化を図りながら、人件費の削減に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を充分考慮し、給与法等関係法令の改正、法人の収支状況、社会情勢等を斟酌の上、行うこととしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与：勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の勤務期間における、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。
本給月額 (昇給)	昇給日以前1年間の勤務期間を良好な成績で勤務したときに、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて昇給区分を決定し、昇給区分に応じた号給数を昇給させることができる。
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- (1)平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に関連した改正
 - ①本給表の本給月額の改正
一般職員本給表(一)の本給月額について、平均0.23%の引下げ。その他本給表の本給月額についても、一般職本給表(一)に準じた引下げた。
 - ②給与減額支給措置の実施
平成24年8月1日から平成26年3月31日までの間、附属学校園教員を除き、本給月額を職務の級に応じて4.77%、7.77%または9.77%、本給の特別調整額、地域手当及び広域異動手当を10%、期末手当及び勤勉手当を9.77%減じて支給する改正を行った。
 - ③本給の調整額の改正
教育職員(一)5級の調整額を15,100円から15,000円に引き下げた。
 - ④号給の調整にかかる改正
平成24年4月1日時点で36歳未満の職員について、同日に1号または2号給上位の号俸に調整した。
- (2)附属学校園教員の手当改正
附属学校園教員に支給する義務教育等特別手当の支給額を引き下げた。また、附属特別支援学校教員にかかる本給の調整額の調整数の1.5から1.25に引下げた。
- (3)勤勉手当の成績率の改正
給与減額支給措置の実施期間中の特例として、勤勉手当の成績率を10%引き上げる改正を行った。
- (4)昇格時対応表の改正
高年齢層を対象に給与抑制のため昇格時対応表を国に準じて改正した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

〔年俸制適用者以外〕

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 394	歳 46.0	千円 6,863	千円 5,087	千円 91	千円 1,776
事務・技術	人 114	歳 42.2	千円 5,099	千円 3,848	千円 94	千円 1,251
教育職種 (大学教員)	人 211	歳 50.2	千円 8,021	千円 5,875	千円 98	千円 2,146
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員等)	人 22	歳 39.0	千円 6,334	千円 4,810	千円 60	千円 1,524
教育職種 (附属義務教育諸学校教員等)	人 46	歳 39.2	千円 6,214	千円 4,707	千円 62	千円 1,507
その他医療職種 (看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「技能・労務職種」は、教務助手を示す。

注3: 「教育職種(附属高校教員等)」は、附属特別支援学校教員を示す。

注4: 「教育職種(附属義務教育諸学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5: 常勤職員の技能・労務職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注6: 在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員については、該当者がいないため表を省略した。

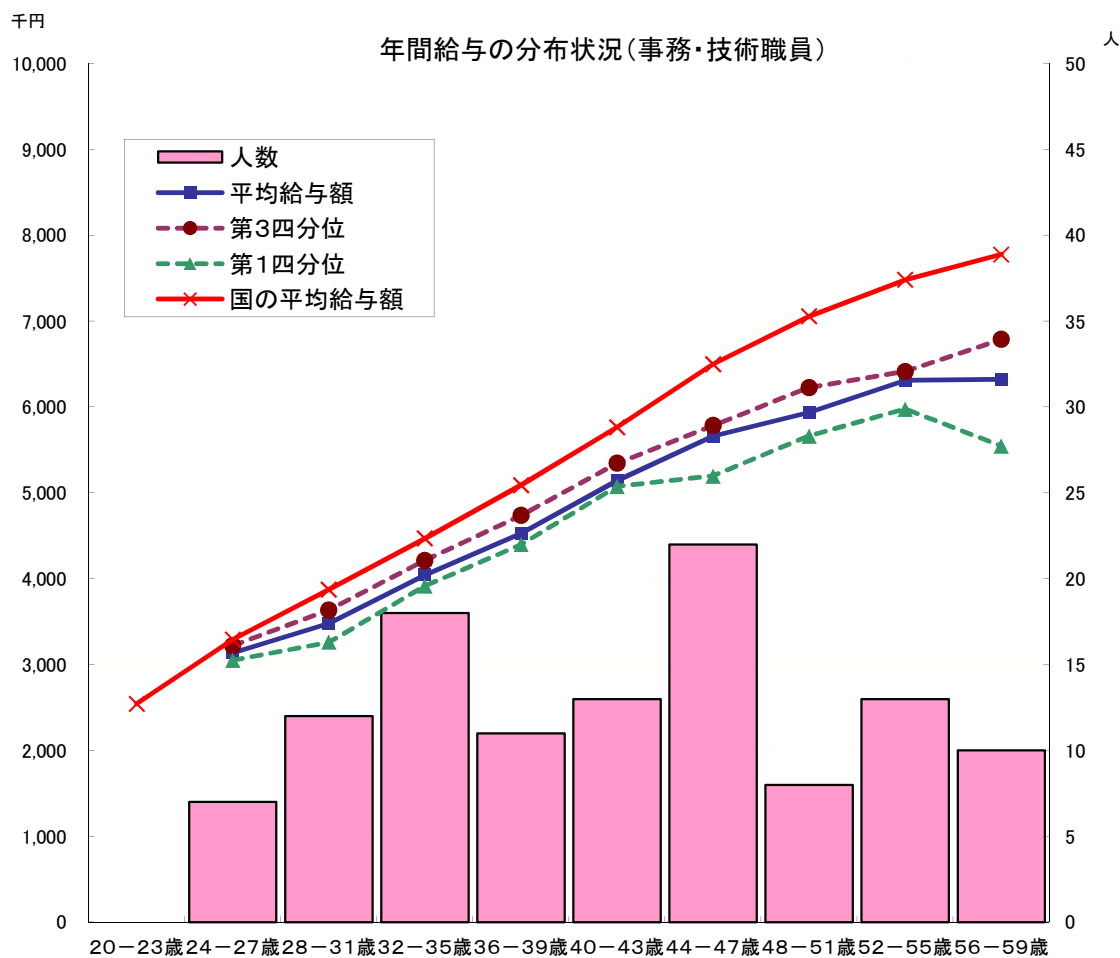
〔年俸制適用者〕

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
任期付職員	人 36	歳 48.9	千円 3,903	千円 3,773	千円 88	千円 130
教育職種 (外国人教師等)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (契約大学教員)	人 29	歳 49.8	千円 3,972	千円 3,972	千円 88	千円 0
教育職種 (契約附属学校教員)	人 4	歳 33.8	千円 3,176	千円 2,626	千円 85	千円 550
事務・技術 (契約職員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員、在外職員、再任用職員、非常勤職員については、該当者がいないため表を省略した。

注2: 教育職種(外国人教師等)及び事務・技術(契約職員)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



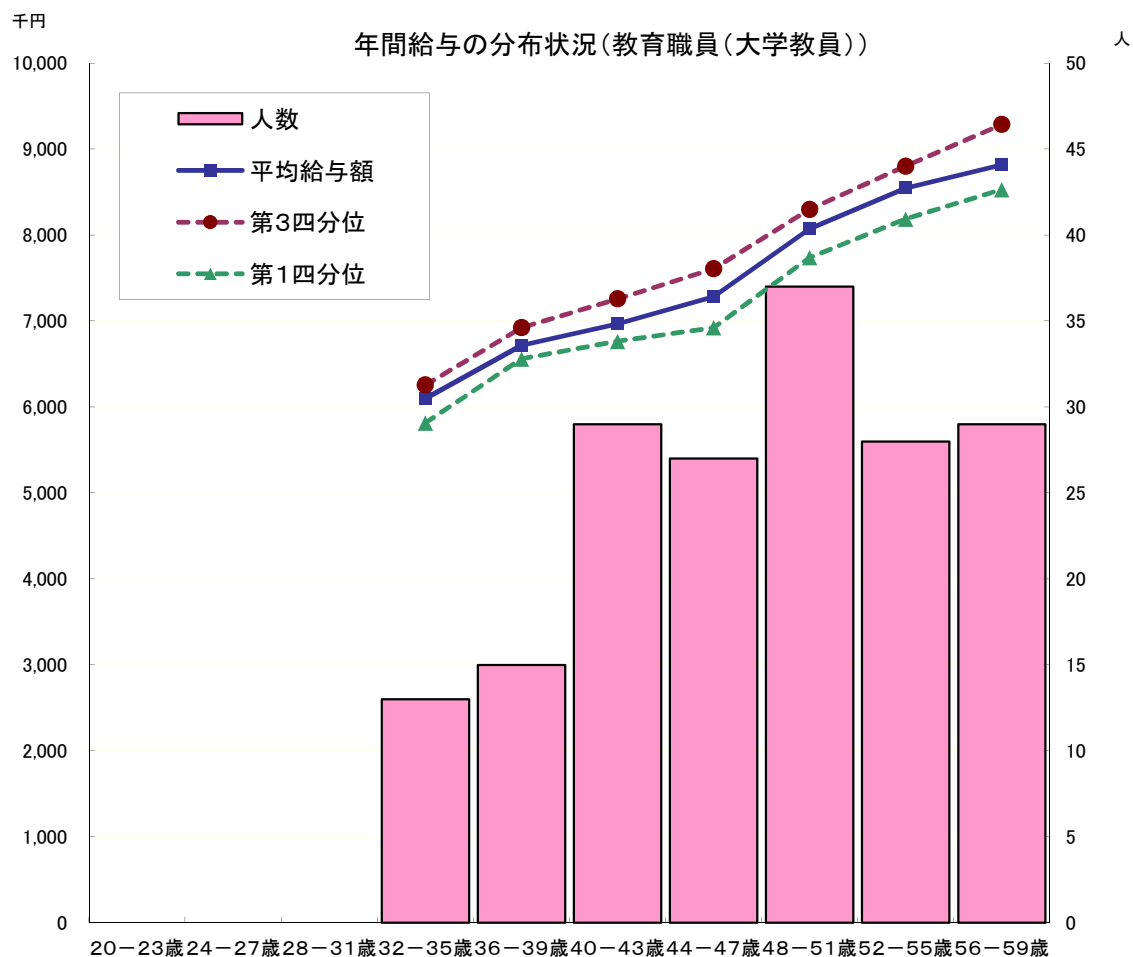
注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年俸制適用者を除く。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
参事	10	54.2	6,789	7,240	7,591
副参事	16	50.5	5,811	6,090	6,231
主査	43	45.6	5,077	5,268	5,536
主任	26	36.5	3,993	4,248	4,459
主事	19	28.9	3,178	3,355	3,549

注1:「参事」は課長相当職、「副参事」は課長補佐相当職、「主査」は係長相当職、「主事」は係員相当職を表す。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
教授	133	55.0	8,117	8,578	9,093
准教授	76	41.9	6,562	6,832	7,163
講師	0		—		—
助教	1		—		—
助手	1		—		—

注1:助教及び助手については、該当事者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		主事	主任主事	主査主任	副参事	参事	参事
人員 (割合)	114人	6人 (5.3%)	20人 (17.5%)	62人 (54.4%)	16人 (14.0%)	7人 (6.1%)	3人 (2.6%)
年齢(最高～最低)		28歳～25歳	33歳～27歳	57歳～34歳	56歳～45歳	58歳～54歳	53歳～45歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,595千円～2,117千円	3,177千円～2,300千円	4,675千円～2,627千円	4,985千円～4,238千円	5,557千円～5,076千円	6,322千円～5,711千円
年間給与額(最高～最低)		3,424千円～2,795千円	4,098千円～3,051千円	6,164千円～3,527千円	6,673千円～5,772千円	7,301千円～6,667千円	8,287千円～7,591千円

区分	計	7級	8級	9級
標準的な職位		参事	事務局長	事務局長
人員 (割合)	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
年齢(最高～最低)	～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)	～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)	～	～	～	～

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助手、助教	准教授	准教授	教授
人員 (割合)	211人	0人 (0%)	2人 (0.9%)	0人 (0%)	76人 (36.0%)	133人 (63.0%)
年齢(最高～最低)		～	～	～	60歳～33歳	64歳～44歳
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	～	5,771千円～4,232千円	7,746千円～4,914千円
年間給与額(最高～最低)		～	～	～	7,736千円～5,667千円	10,655千円～6,662千円

注:2級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.4	% 64.7	% 65.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.6	% 35.3	% 34.9
	最高～最低	% 37.7～33.2	% 40.8～32.4	% 37.4～34.1
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.0	% 65.5	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.0	% 34.5	% 34.8
	最高～最低	% 40.5～31.9	% 40.0～31.5	% 38.9～31.7

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.2	% 63.9	% 63.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.8	% 36.1	% 36.4
	最高～最低	% 50.8～33.3	% 43.8～32.9	% 47.3～33.2
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 65.3	% 65.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 34.7	% 34.9
	最高～最低	% 40.5～32.9	% 40.0～29.3	% 37.5～32.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

87.0

対他の国立大学法人等

95.8

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

94.9

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 87.0		
	参考	地域勘案	95.2
		学歴勘案	86.1
		地域・学歴勘案	94.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 62.1% (国からの財政支出額 4,596百万円、支出予算の総額 7,403百万円：平成24年度予算)		
	【検証結果】 国からの財政支出の割合が50%以上となっているが、累積欠損額はなく、対国家公務員の比較指数は100以下であるため、給与水準は適正であると考えている。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成21年度決算)】		
講ずる措置	国家公務員の給与水準の動向を注視し、対国家公務員との比較指数が、引き続き適切な範囲内で推移するよう留意するとともに、人材獲得における競争力にも配慮し、適切な給与水準を維持する。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標 95.6

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,118,164	千円 3,315,824	千円 △ 197,660	(%) (△6.0)	千円 △ 186,103 (△5.6)
退職手当支給額 (B)	千円 309,406	千円 195,026	千円 114,380	(%) (58.6)	千円 47,447 (18.1)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 538,983	千円 417,244	千円 121,739	(%) (29.2)	千円 158,818 (41.8)
福利厚生費 (D)	千円 474,840	千円 471,312	千円 3,528	(%) (0.7)	千円 33,527 (7.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,441,396	千円 4,399,408	千円 41,988	(%) (1.0)	千円 53,691 (1.2)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注3:最広義人件費、各区分について千円未満切り捨てのため、最広義人件費と各区分の合計額は必ずしも一致しない。

総人件費について参考となる事項

- i) 「給与、報酬等支給総額」の対前年度比が△6.0%となった主な要因
 - ・特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連し、給与減額支給措置を実施し、145,395千円の削減を行った。
 - ・本学独自の措置として、総人件費改革の取組を継続し、定年退職者の不補充などによる人件費削減を行った。
- ii) 「最広義人件費」の対前年度比が1.2%となった主な要因
 - ・退職手当については、退職者増加により増額したが、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」に準拠し、支給率の引下げを行い、14,937千円の削減を行った。
 - ・プロジェクト等の有期雇用者数増に伴う「非常勤役職員等給与」、法定福利の加入者、掛け率の増加により「福利厚生費」が増加した。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等」に基づき以下の措置を講ずることとした。

(1)役員退職手当:在職期間1月につき本給月額 $\times$ 12.5/100を乗じた額に以下の割合を乗じて段階的に引下げを行う。

平成25年1月～平成25年9月 98/100

平成25年10月～平成26年6月 92/100

平成26年7月～ 87/100

(2)職員退職手当:国家公務員と同様に以下とおり、調整率を段階的に引下げ、支給水準を引き下げる。

平成25年2月～平成25年9月 98/100

平成25年10月～平成26年6月 92/100

平成26年7月～ 87/100